

ふれあいネットワーク



社協だより

第115号

令和4年10月1日

編集・発行

社会福祉法人 六ヶ所村社会福祉協議会
六ヶ所村大字平沼字二階坂92-7
(六ヶ所村老人福祉センター内)
TEL 75-3000・75-2292 FAX 75-2292

第三十五回六ヶ所村社会福祉大会開催される

八月五日、六ヶ所村老人福祉センターにおいて第三十五回六ヶ所村社会福祉大会が開催されました。今年度も新型コロナウイルス感染症予防対策に伴い、規模を縮小しての開催となりました。

当日は、物故社会福祉関係者に黙祷を捧げた後、地域福祉の向上にご尽力頂いた方と福祉施設に従事頂いた個人・団体に表彰状が送られました。被表彰者は次の通りです。

【表彰の部】

◇民生委員・児童委員
佐藤くにえ

◇社会福祉施設従事者
沼山節子、引木亜紀子
谷地弘美、高橋敬子
古泊美由紀、日下節子
池田君江（松緑福祉会）

【感謝の部】

◇社会福祉協助者
坂上健一（社協理事）

【青森県共同募金会会長表彰―伝達―】

◇表彰の部

（永年功労）

相内良夫、甲田勇藏
橋本孝子、橋本春彦
戸田光雄

◇感謝の部

（多額寄付）

日本原燃株式会社、葛西満永
（敬称略）

六ヶ所村社会福祉大会



福祉資金のご活用を

たすけあい資金

社協では、低所得世帯等を対象に、応急の費用に困る方に無利子で資金を貸付します。

対象者は社協で必要と認めた方で保証人が必要です。
（※なお、本資金は寄附金等村民の善意のお金を原資として貸付しています。）

借入れについては社協、地区民生委員までお申し込み下さい。

生活福祉資金

村社協では県社協より委託を受け、低所得世帯等を対象に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために資金を貸付しています。
資金の種類により貸付条件、貸付限度額（特別枠）添付書類等が異なりますので、詳しくは社協、地区民生委員までおたずね下さい。

◇たすけあい資金

資金の種類	償還期間	貸付限度額	償還方法
生活保護立替金 自立更正資金 応急援護資金	貸付日より 6カ月以内	50,000円以内	分割又は一括

◇生活福祉資金

資金の種類		貸 付 条 件				
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
総合支援資金	生活支援費※1 ・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間:12ヶ月以内	最終貸付日 から 6ヶ月以内	据置期間 経過後 10年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも 貸付可
	住居入居費※1 ・住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日 から 6ヶ月以内			
	一時生活再建費※1 ・生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内				
福祉資金	福祉費 ・日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要と見込まれる費用	580万円以内	貸付けの日 から 6ヶ月以内	据置期間 経過後 20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも 貸付可
	緊急小口資金※1 ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日 から 2ヶ月以内	据置期間 経過後 12ヶ月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	〈高校〉 月3.5万円以内 〈高専・短大〉 月6万円以内 〈大学〉 月6.5万円以内	卒業後 6ヶ月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子	不要 世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 ・土地の評価額の70%程度 ・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間:※2	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	年3% 又は 長期プライムレートの いずれか 低い利率	必要 推定相続人の 中から選任
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金 ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間:※2				不要

社協だよりの発行には、共同募金の配分金が使われております。

※1…生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用を要件としています。
※2…借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間。



対象の皆さまより、たくさんのお申込みをいただき誠にありがとうございました。

ラーメン、スナック菓子、チョコレート菓子です。

六ヶ所村社会福祉協議会では、皆さまよりご協力いただいております赤い羽根共同募金の配分金を活用し、六ヶ所村内に住所を有する高校生以下の子どもと同居しているひとり親世帯を対象に食料支援を実施しました。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で家計がひっ迫し、経済的な打撃や子育ての負担が増えている家庭が多いことから、特に経済的な影響を受けやすいひとり親世帯への生活支援を目的としています。

給付した食料は、レトルトご飯、パスタ、パスタソース、レトルトカレー、インスタントラーメン、カップラーメン、スナック菓子、チョコレート菓子です。

ひとり親世帯への食料無料給付



優勝 ホワイト（七戸町）
準優勝 庄内（六ヶ所村）
第三位 スパーク20（七戸町）



七月十四日、大石総合運動公園多目的広場において、第四十七回上北郡支部ゲートボール大会が開催されました。当日は、七戸町、東北町、六ヶ所村の3町村から計14チームが参加し、白熱した戦いが繰り広げられました。チームの仲間同士で声を掛け合い作戦を練りながら、優勝を目指して取り組んでいました。

上北郡支部ゲートボール大会

赤い羽根共同募金

10月1日よりはじまります



令和4年度
六ヶ所村目標額

2,180,000円

赤い羽根共同募金は、民間の社会福祉事業を支援するための募金として「社会福祉事業法」に位置づけられ、全国一斉に展開されています。

みなさまからお寄せいただく寄附金は、地域福祉の充実のために役立てられています。

令和3年度募金運動により、六ヶ所村社会福祉協議会に1,580,000円が配分されました。配分金は次のように使われています。（令和4年度使用分）

○老人福祉活動費

一人暮らし等ふれあい食事会 970,000円

○福祉育成・援助活動費

福祉チャリティーショー事業費 120,000円

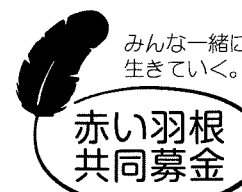
ひとり親家庭支援 210,000円

広報活動費（社協だより） 280,000円

計 1,580,000円

ご家庭で、職場で、学校で、共同募金はいつでも、どこでも参加できるボランティア活動です。

今年もみなさまのご協力をお願いします。



10月1日▶12月31日

共同募金への寄附金には税の特典があります。

- 会社など法人の寄附金は、全額損金算入できます。
- 個人の寄附金は、所得税控除の対象になります。
- 共同募金運動期間以外も寄附金を取り扱っています。

